

# 補正予算など49議案を可決しました！

六月定例会は七日に開会し、二十五日に閉会しました。議員提出による窓乃梅跡地の購入経費等を減額する第四七号議案、平成二十二年佐賀市一般会計補正予算(第一号)修正案は否決しましたが、補正予算八、条例六、一般三十三、人事二の計四十九議案はすべて可決・承認・同意しました。

今回の一般会計補正予算は、主に自

動車運送事業会計関係経費、水道料金不均衡対策経費、窓乃梅跡地等整備事業、ごみ処理施設統廃合推進事業などで、補正予算額は約五億四千万円、補正後の予算総額は約八百三十億二千万円となり、前年度同期に比べ一・六%の増となっています。

## ◎一般会計補正予算の主なもの

### 自動車運送事業会計関係経費

一億五千万円

自動車運送事業会計の資金不足解消を図るため、本年三月に策定した「佐賀市自動車運送事業経営健全化計画」に基づき、経営健全化資金を繰り出すものです。

### 水道料金不均衡対策経費

千二百三十六万円

平成十九年の南部三町との合併に伴う水道料金の不均衡対策のために、事業実施の上で必要なシステム改修等に要する経費です。

### 窓乃梅跡地等整備事業

二億四千三百九十万円

中心市街地再生の重要な核の一つである「柳町・呉服町地区」に、公共機関等を誘致することにより、人々の往来と回遊性を高め、活性化を図ります。今回、公的機関等の誘致が必要となる用地等の準備のため、呉服元町の窓乃梅跡地の取得経費等を計上しています。

### ごみ処理施設統廃合推進事業

三千四百万円

平成二十二年四月からの佐賀市清掃工場への久保田地区のごみ受け入れに伴い、清掃工場周辺地域の活性化と生活環境の向上を図るため、処理施設の統合による経費削減相当額の一部で、計画的に環境整備等を行うものです。

## ◎条例等の主なもの

### 佐賀市学校給食センター設置条例の一部を改正する条例

久保泉町に佐賀市中部学校給食センターを設置するための条例改正です。学校給食が実施されていない市立中学校十校において、本年九月から「選択制弁当方式」による給食が実施されます。

## 財産の無償譲渡について

登記や相続の問題から、過去において旧東与賀町に寄付された公民館敷地等を、長年にわたり維持管理してきた東与賀町の認可地縁団体に無償で譲渡するものです。

## 佐賀市下水浄化センター消化ガス発電事業の契約の締結について

下水処理の過程で発生する消化ガスを燃料として発電する施設を整備するもので、これにより、消化ガスを有効なエネルギー源として活用することが可能となり、電気料金の削減及び地球温暖化の防止に貢献できます。

## 議会だよりの掲載写真募集中!!

- ◇テーマ まちで見かけた素敵な風景、心温まる情景、紹介したい催しなど。  
※被写体が人物の場合、必ず被写体本人の承諾を得てください。
- ◇応募規定 2L判サイズでプリントしたもの。応募者自身に著作権のある未発表、未公開のオリジナル作品で、他の写真展等で入選された作品は応募できません。また、加工作品も応募できません。
- ◇応募方法 必ず、応募者の住所、氏名、電話番号、撮影場所・撮影年月日、作品名及びその説明を添えて、下記にご郵送ください。
- ◇応募先 〒840-8501 佐賀市栄町1-1  
佐賀市議会事務局「議会だより写真」係  
電話 0952-40-7311

掲載作品の著作権は佐賀市議会に帰属します。郵送中の事故、破損等についてはその責任を負いません。掲載料・賞品等はありません。なお、応募作品の返却は致しかねます。

## 意見書

- ▼普天間基地の無条件撤去を求める意見書  
(賛成少数で否決)
- ▼教育予算の拡充を求める意見書  
(全会一致で可決)
- ▼乳幼児医療費助成制度の拡充を求める意見書  
(全会一致で可決)

## 人事

- ▼遠田 寿寛  
(久保田町大字徳万)
- 人権擁護委員候補者の推薦について、次のとおり異議なき旨答申した。



※1 認可地縁団体：「その区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体」で「その区域内に住所を有する人は誰でも構成員となれる団体」のうち、一定の手続きの下に法人格を取得した団体。

## 議案質疑

### 第47号議案 平成22年度佐賀市一般会計補正予算（第1号）

歳出 総務費 水道料金不均衡対策経費 12,360千円

- (質疑) ①川副町、東与賀町及び久保田町と旧佐賀市の水道料金の不均衡対策の基本的な考え方と予算内容は  
②旧諸富町の水道料金の格差統一の場合との違いは ③各企業団の構成自治体との協議は。
- (答弁) ①南部3町の水道料金は合併後に協議することになっていたため、佐賀市、佐賀市水道局、佐賀東部水道企業団及び西佐賀水道企業団で検討を重ね、本年10月から水道局と両企業団の基本料金の差額の半分を市が負担することとした。不均衡な料金体系を少しでも改善することを考え、関係するシステム改修経費等を計上した ②諸富町は佐賀東部水道企業団の給水区域だったが、17年の合併時に佐賀東部水道企業団から脱退し、佐賀市水道局と事業統合した。ただ、これは水道事業の認可を行う厚生労働省から、広域的水道整備計画との整合性がなく、法律的に少し問題があるとの指摘を受けたので、南部3町の合併時には同様の方法は難しいと判断し、事業体系を維持したまま基本料金の差額の一部を市が補てんすることにした ③実質的な協議は本市と各企業団とで行い、直接的に各構成団体との協議等はしていない。

### 第47号議案 平成22年度佐賀市一般会計補正予算（第1号）

歳出 商工費 窓乃梅跡地等整備事業 243,904千円

- (質疑) ①計上されている予算の内容は ②国保連合会誘致までの経緯は ③転売する場合の価格設定の考えは ④市が仲介業者的な行動をとることについての整合性は ⑤当事者同士の購入ではなく、市が間に入って先行投資をする理由は ⑥仮に誘致が不調に終わった場合の活用策は ⑦中心市街地4核構想とのバランスは ⑧市は率先して公共機関、公共施設を誘致する方針なのか ⑨中心市街地活性化への効果は ⑩今後の計画は。
- (答弁) ①購入予定地の測量及び不動産鑑定委託料で376万5,000円、市道拡幅及び橋梁設置工事費で1,300万円、窓乃梅跡地、ツルヤ駐車場、市道拡幅のための用地購入費で2億2,713万9,000円 ②公共機関等を中心市街地に集約するという市の方針の一環として国保連合会に誘致を行った ③適正な金額で売却し、購入額と売却額の差額はできるだけ抑えるよう努める ④企業誘致のための工業団地造成と同様に、誘致に必要な用地を用意するという考え方 ⑤窓乃梅跡地の複雑な権利関係や周囲が狭隘道路であったことなどの問題により市が間に入らなければ実現できないと判断したため ⑥不調に終わることは考えていない ⑦100人の働く人たちが毎日中心市街地にくることは、4核構想に沿ったものと考えている ⑧基本的には、公共機関が中心市街地に進出をしたいとの情報があれば、率先して誘致先への情報提供を行い、あっせんによる誘致を行いたいと考えている ⑨就業者の中心市街地への導入、廃墟化し景観上も問題のあったビルの整理、周辺商店等への購買効果など ⑩7月に用地取得契約及び道路拡幅関連事業着手、年内には更地となるよう事業進捗を図り、その後土地の引き渡しを受ける予定。国保連合会とは今年度中に誘致交渉をまとめ、その後近々にビルを建設されるものと考えている。

### 第93号議案 <sup>\*2</sup> 専決処分<sup>\*</sup>について（佐賀市国民健康保険条例の一部を改正する条例）

- (質疑) ①改定にかかわる対象者の見込み及び影響額 ②賦課限度額はどうか ③非自発的失業者の方たちへのPRは ④専決処分についての見解は。
- (答弁) ①基礎課税額の医療分が約5,000万円、後期高齢者支援金分は約1,700万円、合わせて約6,700万円の税収増を見込む。また、影響が生じる世帯数は、基礎課税額の医療分が約1,750世帯、後期高齢者支援金分については約1,840世帯 ②基礎課税額の医療分は、これまでの賦課限度額47万円を3万円引き上げて50万円に、また、後期高齢者支援金分は賦課限度額12万円を1万円引き上げて13万円としている ③周知に関しては、ハローワーク、職業安定所等の国の機関とも連携して取り組んでいる。さらに、一人一人に対する周知も徹底するために、納税通知書の発送にあわせて案内チラシを同封している ④国民健康保険税は地方税法の施行令に準拠して改正を行う必要があるが、本年も年度末の3月31日の公布となり、一方で、国民健康保険税の賦課期日は4月1日なので、日程的にどうしてもやむを得ず専決処分になった。

他の議案質疑項目：2項目 各議案は各常任委員会に付託し、審査しております。

\*2 専決処分：地方公共団体の議会が議決すべき事項を、特定の場合（議会を招集する時間的余裕がないと認めるときなど）に限り、地方公共団体の長が議会に代わって処理すること。